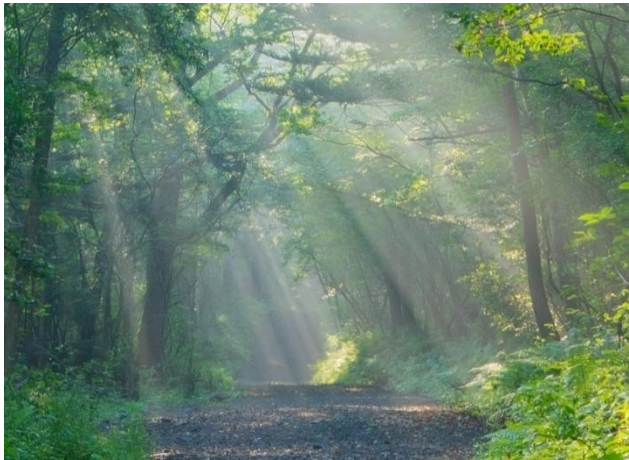
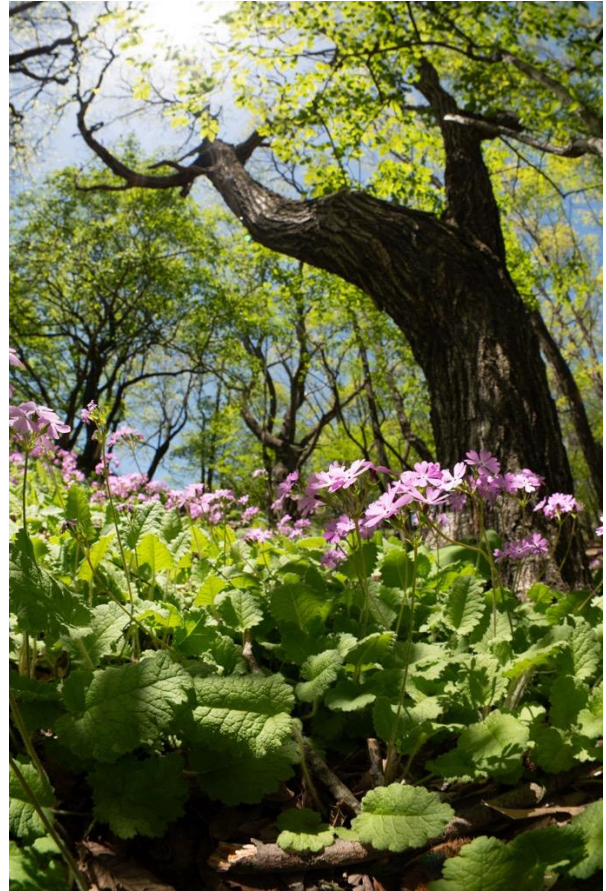


別紙「樹木管理緑化基本方針（案）」

※今後、いくつかの項目について修正を加える予定



樹木管理及び緑化 に関する基本方針（案）



軽井沢町
KARUIZAWA
2026.〇

1 策定の目的

本町の緑豊かな自然は、先人たちの手によって築かれたものであり、軽井沢町の歴史や文化の源となっています。この素晴らしい自然を日本の貴重な財産として守り育て、次の世代へと確実に引き継いでいく必要があります。

昭和47年には、軽井沢の伝統とすぐれた自然を保持するため、「軽井沢町の自然保護対策要綱」を策定し、本町の緑豊かな自然を守り続けてきました。しかしながら、近年では住宅・別荘建築等の増加に伴い、建築後の景観保全や修景が課題となっているとともに、町内の樹木の多くが大木化し、台風等の災害により倒木等の危険性があるとの声^(※)が高まっています。

こうした状況を踏まえ、先人の理念を継承しつつ、時代の変化に対応した自然保護のあり方を明確にするため、樹木の適正な管理及び緑化に関する基本的な方針を策定します。

2 基本方針とは

(1) 基本方針の位置づけ

ア 基本方針

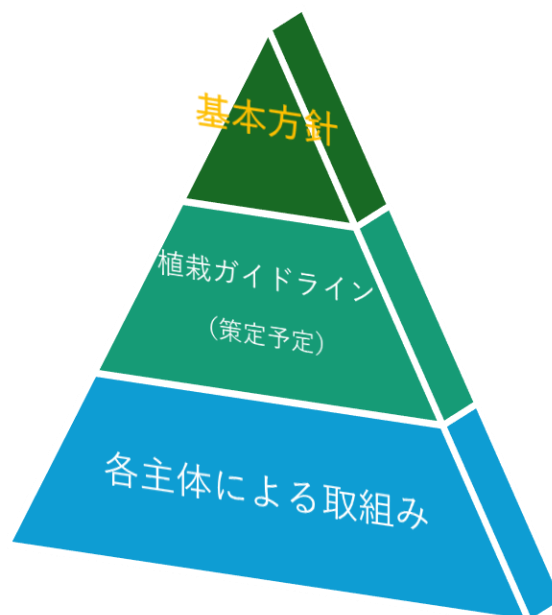
基本方針は、本町が目指す樹木管理及び緑化に関する基本的な方針・方向性を示すものです。

イ 植栽ガイドライン（策定予定）

植栽ガイドラインは、基本方針の内容をより具体化したもので、適正な植栽位置や推奨樹木などについて、わかりやすく示したものです。

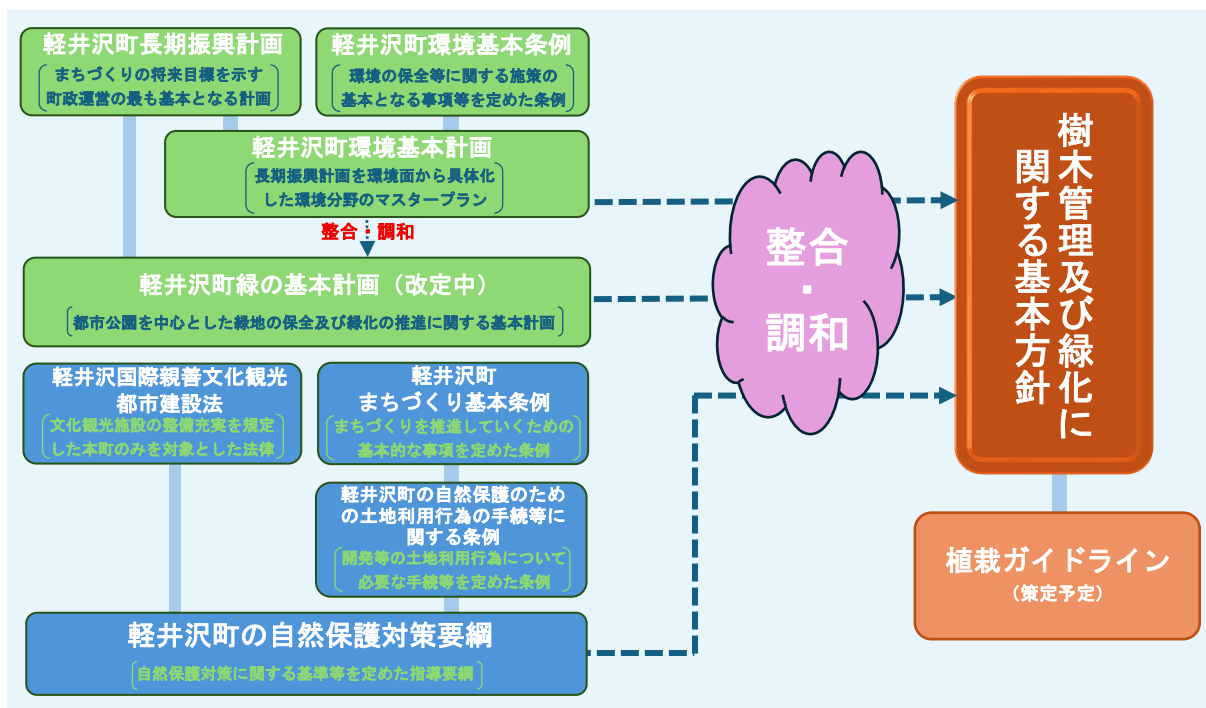
ウ 各主体による取組み

基本方針と植栽ガイドラインを踏まえて、各主体（町民・別荘所有者・事業者・町）による取組みを実施します。



※「軽井沢町環境基本計画」策定時の「環境意識アンケート」において、森林・樹木に感じる問題として、町民・別荘所有者ともに「木が大きくなりすぎて、台風の時などに落枝や倒木のおそれがある」との意見が最も多く寄せられた。

(2) 計画等体系図



3 適用範囲

基本方針が適用されるのは、建築物の新築又は改築を行う場合とします。ただし、学校、児童館、保育園、鉄道施設、公民館、文化施設（※）、スポーツ施設（※）その他公の施設など本基本方針を適用することが適当でない施設については、この限りではありません。

※国・地方公共団体の施設に限ります。

4 現状・課題

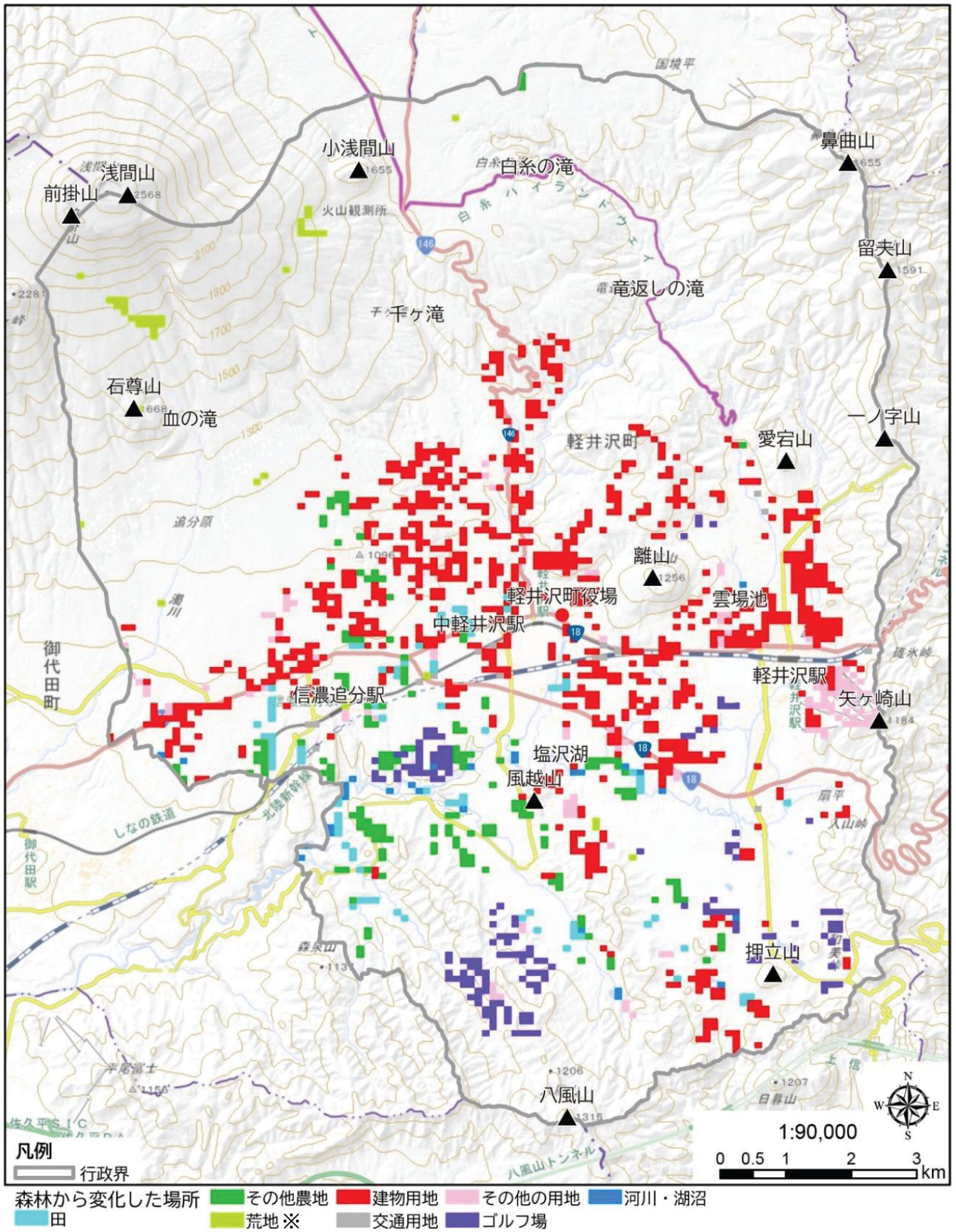
「軽井沢町=緑豊かな森」と言われる本町ですが、こうした緑に包まれた景観が形成された歴史は、それほど古いものではありません。

江戸時代末期、今から約240年前の天明3年（1783）の浅間山の噴火により、明治初期ごろまでの軽井沢町の平地の多くは草原や湿地でした。

その後、明治期に入ってから農耕地や牧場を守るための防風林として、先人たちがカラマツ等の植林を進めた結果、現在のような緑豊かな軽井沢町の姿が形づくられました。

このように森林が広がっていった一方で、別荘地としての人気が高まるにつれ、森林を切り開いて別荘や宿泊施設などが数多く建てられるようになりました。

こうした自然環境の変化は、昭和51年（1976）と平成28年（2016）の土地利用の変遷を比較すると、特に町の中央部で顕著にみられます（次ページ参照）。



5 本町の特徴的な緑

本町の特徴的な緑豊かな景観は、特に別荘地において見ることができます。明治期に入ってから農耕地や牧場を守るためのカラマツ等の植林に加え、別荘地の林は、明治21年(1888)に英国人宣教師A・C・ショー氏が別荘を建て、避暑地として発展していく過程で形成されたもので、敷地の道路沿いに、ウラジロモミを目隠しとして植え、建物の周囲にはカエデやカラマツを木陰として植栽し、さらに荒地にはハルニレ、アカマツ、コナラなどが育ちました。

このような歴史を経て、現在の軽井沢町の緑に包まれた特徴ある景観が形づくられてきたのです。

軽井沢らしい別荘の緑 実例



6 基本方針

現状・課題、そして本町の特徴的な緑を踏まえて、次のとおり樹木管理及び緑化に関する基本方針を定めます。

(1) 管理関係

次の方法により、樹木を適切に管理することとします。

- 健全な樹木は、原則保存すること。ただし、剪定により適正な管理を行うこと。
- 間伐により適正な管理を行うこと。ただし、定められた緑化率（「6-2 緑化率」を参照）を下回らないようにすること。
- 維持管理ができないほどの大木化した樹木は、世代更新に努めること。更新に当たっては、既存植生との調和を図り、かつ比較的容易に管理ができる樹木を植栽すること。ただし、地域の景観に配慮し、より適切な樹木がある場合は、その樹木を植栽すること。

(2) 新規植栽関係

新たに植栽を行う場合は、次の方法により行うこととします。

- 定められた緑化率を基に、既存の植生に合う樹木を植栽すること。ただし、地域の景観に配慮し、より適切な樹木がある場合は、その樹木を植栽すること。
- 植栽は、道路と建築物の間に十分な厚みをもって配置すること。

6-2 緑化率（緑地面積）

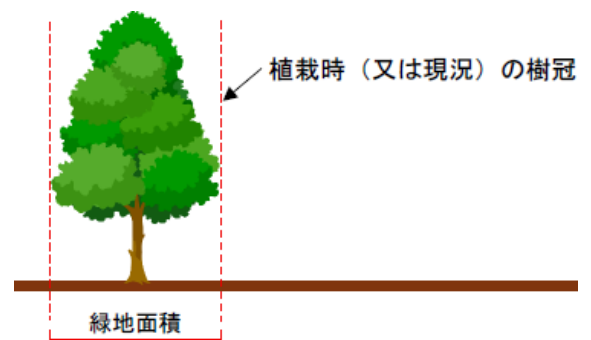
- 緑化率（敷地面積に対する緑地面積の割合のことをいう。）は、次の表のとおりです。

区分 (※)	保養地域		緩衝地域	居住地域・集落形成地域	
	建蔽率：20%	建蔽率：30% (緩和適用)		敷地面積 500㎡以上	敷地面積 500㎡未満
緑化率	25%	15%	15%	15%	10%

- 緑地面積：緑地面積は、次のいずれかの方法にしたがって算出します。もっとも計算しやすい方法を選択してかまいません。なお、樹高1m未満の樹木や地被植物は、緑地面積に算定しません。

① 樹冠の水平投影面積の合計

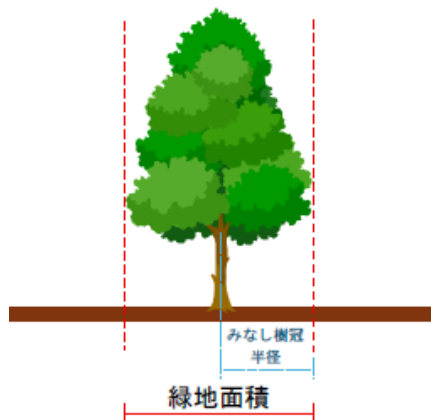
樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計したもの。なお、樹冠投影面積は、植栽時（又は現況）の実際の水平投影面積とします。



- ※ 保養地域：第一種低層住居専用地域及び集落形成地域等を除く用途無指定地域
緩衝地域：保養地域のうち、居住地域、商業地域及び集落形成地域との境界から60m以内の地域
居住地域：第一種住居地域
集落形成地域：用途無指定の区域内の集落形成地域等

② 樹高に応じた「みなし樹冠」の換算緑地面積の合計

樹木は、樹高に応じて、次の表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなし、そこから算出した「換算緑地面積」の合計を緑地面積とします。

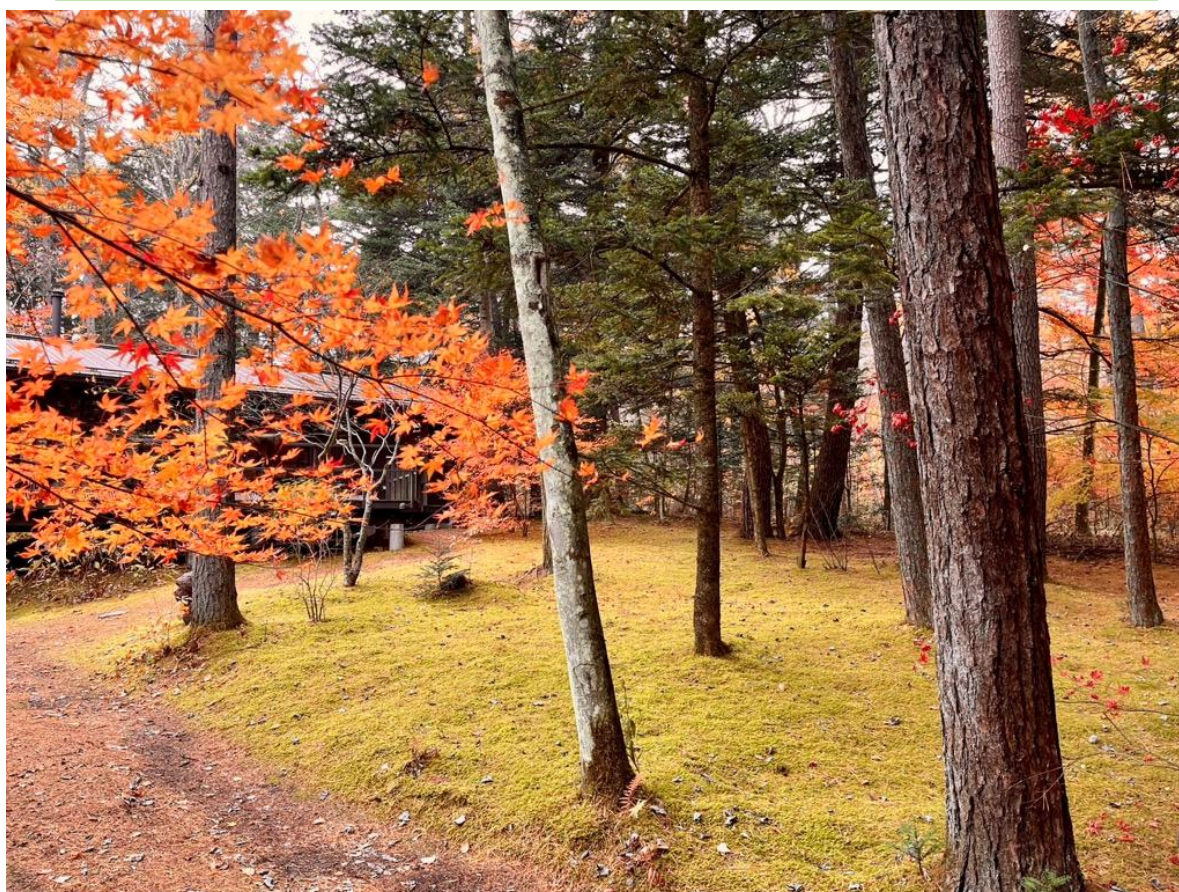


樹高（植栽時又は現況）	みなし樹冠半径	▶	換算緑地面積
1 m以上 2.5m未満	1.1m		$3.8 \text{ m}^2 \doteq 4 \text{ m}^2$
2.5m以上 4 m未満	1.6m		8 m^2
4 m以上	2.1m	$13.85 \text{ m}^2 \doteq 14 \text{ m}^2$	

6-3 緑地面積以外の部分

緑地面積以外の部分については、駐車スペースや進入路等を除き、コケや芝などの地被植物による緑化又は自然地面（※）のまま維持することとします。なお、駐車スペース及び進入路については、できる限り自然地面の維持や砂利（景観に配慮し、黒色系を推奨）の使用により、雨水の敷地内浸透を行うこととします。

軽井沢らしい別荘のコケ・自然地面 実例

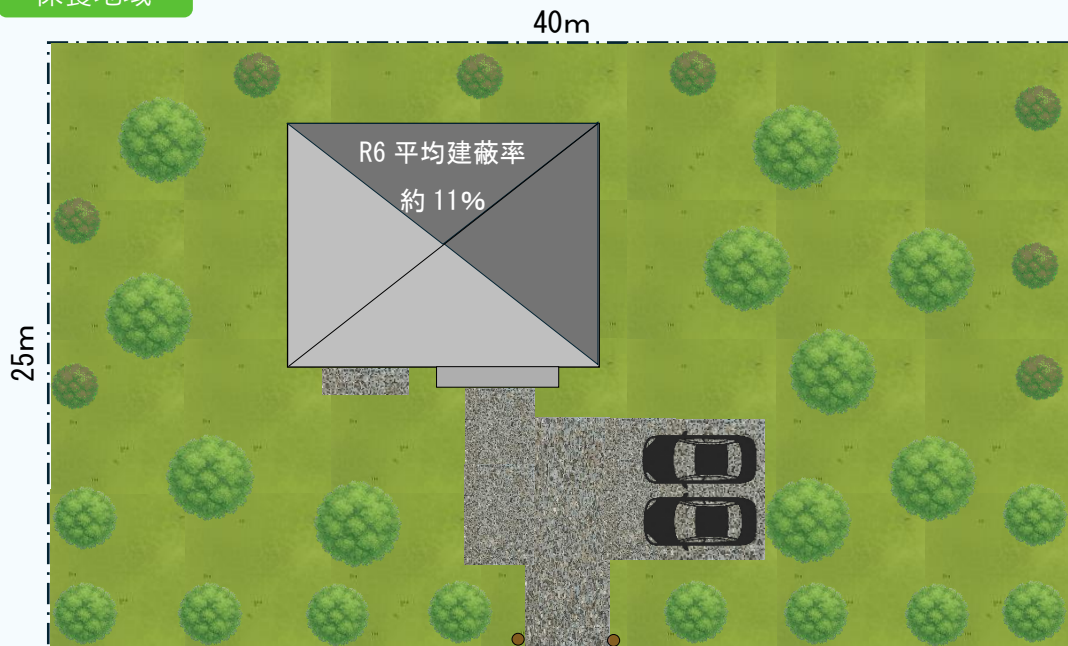


※自然地面：舗装など人工的な被覆をしていない、自然のままの地表



7 緑化イメージ

保養地域



敷地面積	$25\text{m} \times 40\text{m} = 1,000 \text{ m}^2$
緑化率	25%
必要緑地面積	$1,000 \text{ m}^2 \times 25\% = \underline{250 \text{ m}^2}$

緑化内容

4m以上 (14m^2) \times 10本 = 140m^2

2.5m以上4m未満 (8m^2) \times 10本 = 80m^2

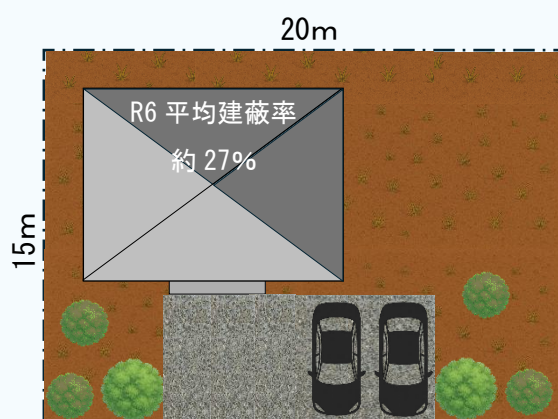
1m以上2.5m未満 (4m^2) \times 8本 = 32m^2

計 252m^2

必要緑地面積 250m^2 < 252m^2

1 m以上 2.5m未満	2.5m以上 4 m未満	4 m以上
		
4 m^2	8 m^2	14 m^2

居住地域



敷地面積	$20\text{m} \times 15\text{m} = 300 \text{ m}^2$
綠化率	10%
必要綠地面積	$300 \text{ m}^2 \times 10\% = 30 \text{ m}^2$

綠化內容

$$4\text{m以上} (14\text{m}^2) \times 0\text{本} = 0\text{m}^2$$

$$2.5\text{m以上}4\text{m未滿} (8\text{m}^2) \times 2\text{本} = 16\text{m}^2$$

$$1\text{m以上}2.5\text{m未滿} (4\text{m}^2) \times 4\text{本} = 16\text{m}^2$$

$$\text{計 } 32\text{m}^2$$

$$\text{必要綠地面積 } 30\text{m}^2 < 32\text{m}^2$$

1 m以上 2.5m未滿



4 m²

2.5m以上 4 m未滿



8 m²



POINT

住宅（居住地域）においても、道路と建築物の間に樹木を配置することによって、建物が周辺景観と調和し、落ち着いた雰囲気演出する。

※備考

写真の樹木は、植栽からおおむね1年半が経過したもの。今後、樹木がさらに大きく成長し、緑化が進んでいく。



8 危険な樹木の見分け方（簡易判定）

1

根元が腐っていて、空洞になっている。

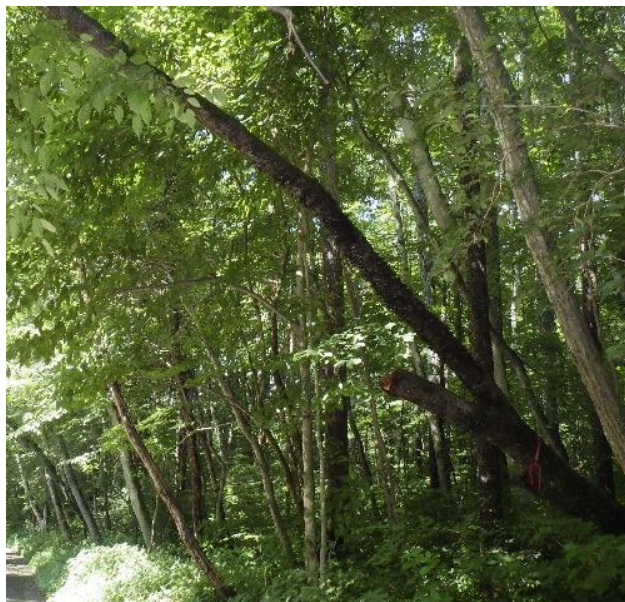


2

枯れ枝がたくさんついている。
夏でも葉が枯れている枝や葉
がついていない枝がたくさんあ
る。

3

幹が異常に傾いている。





4

樹木（高さ：5m～6m）をゆすつたときに、ぐらぐら動く。

* 根元が安定していない状態です。

5

キツツキの穴がある。

* キツツキ類の多くは、弱った木や枯れ木に穴を開けて巣をつくります。



6

キノコが生えている。

* キノコが生えている部分は枯れています。

他

＜要注意判定＞

幹に穴が空いていて、根元に木くずが落ちている。

* カミキリムシ類の幼虫が幹の中に生息しているサインです。カミキリムシ類は、樹皮下を食い荒らし、ひどい場合には樹木を枯死させる危険性があります。



※詳しくは、樹木医等による診断を受けてください。

9 支援制度

軽井沢町で実施している緑に関する支援制度を紹介します。

各制度の詳細については、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

名称	概要	問い合わせ先
樹木医診断・相談事業	無料で樹木医を派遣し、樹木診断を行っています。 https://www.town.karuizawa.lg.jp/page/8048.html	軽井沢町 環境課
危険木伐採等費用補助事業	危険木の伐採等にかかる費用の一部を補助します。 本補助金は、樹木医診断・相談事業の診断を受けた方が対象です。 https://www.town.karuizawa.lg.jp/page/8117.html	環境政策係 Tel : 0267-45-8556
危険木伐採に伴う植栽補助事業	危険木を伐採したあとの植栽にかかる費用の一部を補助します。 本補助金は、危険木伐採等費用補助金を受けた方が対象です。 https://www.town.karuizawa.lg.jp/page/8118.html	

【緑化面積表】

最低敷地面積

を境に緑化率増減

区分	敷地面積	2,000	1,900	1,800	1,700	1,600	1,500	1,400	1,300	1,200	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400	300	200	100
		緑化率	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%
保養地域	緑化面積	500	475	450	425	400	375	350	325	300	275	250	225	200	175	150	125	100	75	50	25
	建築率	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
	建築面積	400	380	360	340	320	300	280	260	240	220	200	180	160	140	120	100	80	60	40	20
緑化率 20%	空地	1,100	1,045	990	935	880	825	770	715	660	605	550	495	440	385	330	275	220	165	110	55
	空地率	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%
	緑化率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
緑化率 30% (緩和適用)	緑化面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	135	120	105	90	75	60	45	30	15
	建築率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%
	建築面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	270	240	210	180	150	120	90	60	30
緑化率 30%	空地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	495	440	385	330	275	220	165	110	55
	空地率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%
	緑化率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%

区分	敷地面積	2,000	1,900	1,800	1,700	1,600	1,500	1,400	1,300	1,200	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400	300	200	100
		緑化率	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
緑化率 60%	緑化面積	300	285	270	255	240	225	210	195	180	165	150	135	120	105	90	75	60	45	30	15
	建築率	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%
	建築面積	600	570	540	510	480	450	420	390	360	330	300	270	240	210	180	150	120	90	60	30
緑化率 30%	空地	1,100	1,045	990	935	880	825	770	715	660	605	550	495	440	385	330	275	220	165	110	55
	空地率	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%	55%
	緑化率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%

区分	敷地面積	2,000	1,900	1,800	1,700	1,600	1,500	1,400	1,300	1,200	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400	300	200	100
		緑化率	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	10%	10%
居住地域	緑化面積	300	285	270	255	240	225	210	195	180	165	150	135	120	105	90	75	60	45	30	15
	建築率	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
	建築面積	1200	1140	1080	1020	960	900	840	780	720	660	600	540	480	420	360	300	240	180	120	60
緑化率 60%	空地	500	475	450	425	400	375	350	325	300	275	250	225	200	175	150	125	100	75	50	25
	空地率	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	30%	30%	30%	30%
	緑化率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%

区分	敷地面積	2,000	1,900	1,800	1,700	1,600	1,500	1,400	1,300	1,200	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400	300	200	100
		緑化率	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	10%	10%
集落形成地域	緑化面積	300	285	270	255	240	225	210	195	180	165	150	135	120	105	90	75	60	45	30	15
	建築率	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	建築面積	1000	950	900	850	800	750	700	650	600	550	500	450	400	350	300	250	200	150	100	50
緑化率 50%	空地	700	665	630	595	560	525	490	455	420	385	350	315	280	245	210	175	140	105	70	35
	空地率	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	40%	40%	40%	40%
	緑化率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%



樹木管理及び緑化に関する基本方針



軽井沢町 環境課 環境政策係

〒389-0192

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

Tel : 0267-45-8111 (代表) Fax : 0267-46-3165

電子メール : kankyo@town.karuizawa.nagano.jp